

## 東洋大学スポーツ健康科学紀要投稿規程

(目的)

第1条 「東洋大学スポーツ健康科学紀要」に投稿する者は、この規程の定めるところによる。

(投稿資格)

第2条 執筆者は、原則として以下の者にする。

- (1) 東洋大学スポーツ健康科学白山キャンパス研究室室員。
- (2) 東洋大学スポーツ健康科学川越キャンパス研究室室員。
- (3) 東洋大学スポーツ健康科学板倉キャンパス研究室室員。
- (4) 教養教育のスポーツ健康分野科目の授業を担当する非常勤講師(兼担を含む)。

(申込及び締め切り)

第3条 執筆申込及び原稿提出締め切りは、年1回発行の場合、次の各号の通りとし、年2回発行の場合は、その都度別に定める。

- (1) 執筆申込は、別に定める「スポーツ健康科学紀要執筆申込書」を提出する。
- (2) 原稿の提出締め切りは、編集委員会により決定する。
- (3) 上記(1)、(2)の提出先は、委員長とする。

(原稿の種類)

第4条 この「紀要」に投稿できる原稿の種類は、論文・総説・資料・研究ノート・研究活動報告などとする。

(タイトル)

第5条 投稿する原稿は、和文または欧文とし、和文原稿には欧文タイトル、欧文原稿には和文

タイトルを付す。

(摘要)

第6条 投稿する原稿には、摘要(タイトル・執筆者氏名とも)をつけることとする。

- (1) 和文原稿の場合は外国文による摘要、外国原稿の場合は和文による摘要とする。
- (2) 分量は、紀要1ページ以内とする。
- (3) 掲載場所は、各原稿の最初とする。

(別刷)

第7条 別刷は、論文1篇につき50部とする。ただし、それ以上を希望する者は、原稿提出時50部を単位として別に申し込むものとする。

(著作権)

第8条 掲載された論文の著者は、当該論文に関する複製及び公衆送信を委員会に対して許諾したものとみなす。委員会が複製及び公衆送信を第三者に委託した場合も同様とする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、東洋大学スポーツ健康科学委員会の議を経て、スポーツ健康科学委員会委員長が行う。

附 則

この規程は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。